

東京都市計画公園第3・3・123号弥生町六丁目公園の追加について
(中野区決定)

- 1 変更概要
東京都市計画公園第3・3・123号弥生町六丁目公園を追加する。
- 2 都市計画の案(2～5頁参照)
 - 都市計画公園の種類 近隣公園
 - 都市計画公園の名称 第3・3・123号弥生町六丁目公園
 - 都市計画公園の位置 中野区弥生町六丁目地内
 - 都市計画公園の面積 約1.0ha
- 3 当該都市計画公園の経緯及び今後のスケジュール
 - 平成27年 3月16日 国より用地取得
 - 8月19日 都市計画原案説明会
 - 8月21日 都市計画案の決定
 - 9月10日 都知事協議回答(意見なし)
 - 9月29日 都市計画案の公告・縦覧及び意見収集
 - ～ 函書の縦覧者 名
 - 10月13日 意見書の提出 名
 - 10月19日 都市計画審議会へ諮問
 - 10月下旬 都市計画決定(告示)予定

中野区用途地域・地区、日影規制指定図及び東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく区域図

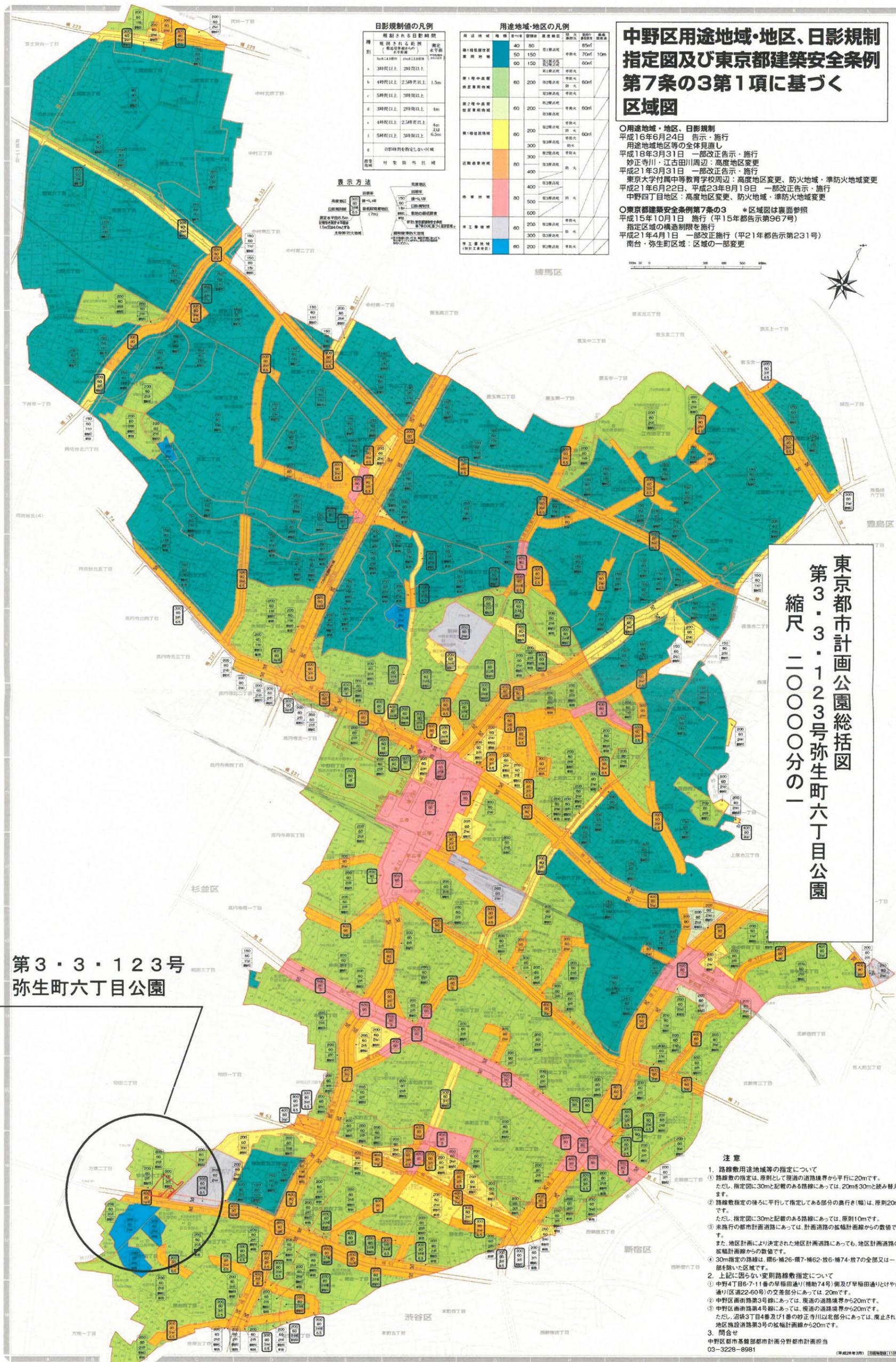
○用途地域・地区、日影規制
 平成16年6月24日 告示・施行
 用途地域地区等の全体見直し
 平成18年3月31日 一部改正告示・施行
 妙正寺川・江古田川周辺：高度地区変更
 平成21年3月31日 一部改正告示・施行
 東京大学付属中等教育学校周辺：高度地区変更、防火地域、準防火地域変更
 平成21年6月22日、平成23年8月19日 一部改正告示・施行
 中野四丁目地区：高度地区変更、防火地域、準防火地域変更

○東京都建築安全条例第7条の3 *区域図は裏面参照
 平成15年10月1日 施行(平15年都告示第967号)
 指定区域の構造制限を施行
 平成21年4月1日 一部改正施行(平21年都告示第231号)
 南台・弥生町区域：区域の一部変更

種別	規制される日影時間	高さ(標準的な高さ)	高さ(標準的な高さ)×1.5m
a	3時間以上 2時間以上	1.5m	2.25m
b	4時間以上 2.5時間以上	1.5m	2.25m
c	5時間以上 3時間以上	4m	6m
d	4時間以上 2.5時間以上	4m	6m
e	5時間以上 3時間以上	2.4m	3.6m
f	日影時間を指定しない区域	-	-

用途地域・地区	色	高さ制限	高さ制限	高さ制限
第一種低層住居専用地域	青	40	80	85m
第二種低層住居専用地域	黄緑	50	150	70m
第三種低層住居専用地域	黄	60	150	60m
第一種中層住居専用地域	緑	60	200	60m
第二種中層住居専用地域	黄緑	60	200	60m
第一種住居地域	黄	60	200	60m
第二種住居地域	黄	60	200	60m
第三種住居地域	黄	60	200	60m
商業地域	赤	80	500	60m
準工業地域	赤	200	300	60m
工業地域	赤	200	300	60m
工業専用地域	赤	200	300	60m

表示方法
 高度地区
 防火地域
 準防火地域
 日影規制線
 用途地域境界線
 地区境界線
 道路境界線
 河川境界線
 公園境界線
 緑地境界線
 指定区域境界線
 指定区域境界線(構造制限)



東京都計画公園総括図 第3・3・123号弥生町六丁目公園 縮尺 二〇〇〇〇分の一

第3・3・123号 弥生町六丁目公園

- 注意
1. 路線敷用途地域等の指定について
 - ① 路線敷の指定は、原則として現道の道路境界から平行に20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線にあっては、20mと30mと読み替えます。
 - ② 路線敷指定の後ろに平行して指定してある部分の通行幅(幅)は、原則20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線にあっては、原則10mです。
 - ③ 未施行の都市計画道路にあっては、計画道路の幅員計画線からの数値です。また、地区計画により決定された地区計画道路にあっては、地区計画道路の幅員計画線からの数値です。
 - ④ 30m指定の路線は、環6-補26-環7-補62-放6-補74-放7の全部又は一部を除いた区域です。
 2. 上記に因らない変則路線敷指定について
 - ① 中野4丁目6-7-11番の早稲田通り(補助74号)側及び早稲田通りとけやき通り(区道22-60号)の交差部分にあっては、20mです。
 - ② 中野区南新橋3号線にあっては、現道の道路境界から20mです。
 - ③ 中野区南新橋4号線にあっては、現道の道路境界から20mです。ただし、沼袋3丁目4番及び1番の妙正寺川以北部分にあっては、廃止された地区施設道路3号の幅員計画線から20mです。
 3. 問合せ
 中野区都市基盤部都市計画分科都市計画担当
 03-3228-8981

東京都市計画公園の変更（中野区決定）

東京都市計画公園に第3・3・123号弥生町六丁目公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	第3・3・123号	弥生町六丁目公園	中野区弥生町 六丁目地内	約 1.0ha	園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、災害応急対策施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 防災機能を有する都市計画公園の配置について検討した結果、広域避難場所における災害活動拠点となるオープンスペースの創出を図るため、上記のとおり公園を追加する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園第3・3・123号弥生町六丁目公園

2 理由

中野区都市計画マスタープラン（平成21年4月策定）における施策の方針「地震災害に強いまちづくり」の中で、この弥生町六丁目用地(国家公務員宿舎跡地)は大規模敷地地区とされ、区は防災とみどりのオープンスペースを整備することにより、災害に強い安全なまち、快適な住環境のだれもが住み続けられるまちづくりをすすめることとしている。

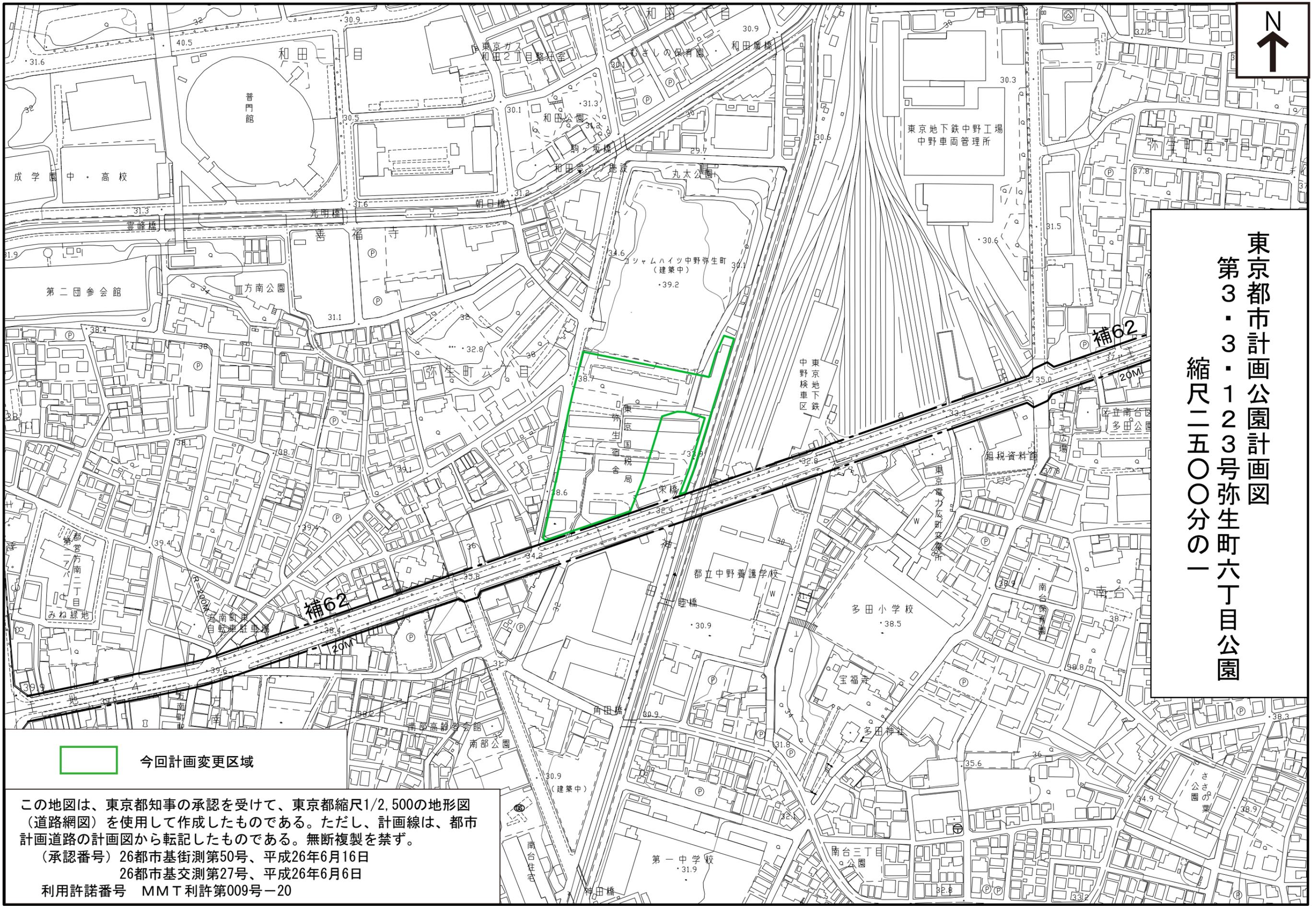
また、中野区みどりの基本計画（平成21年8月策定）における実現施策の中で防災公園の整備を挙げ、弥生町六丁目用地（国家公務員宿舎跡地）を活用し、防災機能を持った公園の整備を行うものとしている。

現在、弥生町六丁目地区の広域避難場所は、隣接区にまたがる「コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯」であるが、この場所には災害活動拠点となるオープンスペースのある公園がないため、これを整備することが緊急の課題であり、公園用地を取得したところである。

こうしたことから、防災機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するとともに、近隣公園として日常的な公園機能の充実を図り、広く区民の利用に供するため、当該用地約1.0ヘクタールの区域について都市計画決定をしようとするものである。



東京都市計画公園計画図
 第3・3・123号弥生町六丁目公園
 縮尺二五〇〇分の一



 今回計画変更区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 （承認番号）26都市基街測第50号、平成26年6月16日
 26都市基交測第27号、平成26年6月6日
 利用許諾番号 MMT利許第009号-20